

会 議 録 目 次

平成 3 0 年第 4 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日（月）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	第 41 号議案 平成 30 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）・・	4

（閉	会）・・・・・・・・・・・・・・・・	23
----	--------------------	----

平成30年第4回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年10月15日 (月)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 (開 議) 10月15日 (月) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（１名）

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町       | 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次   | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課     | 長 | 山 崎 純   |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 住 民 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 建 設 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 教 育       | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次     | 長 | 伊 藤 仁 士 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任 | 水 野 啓 太 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 第 41 号議案 平成 30 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）一同御起立ください。礼。

（礼）

○議長（桑原）御着席ください。皆さんおはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第4回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また本日は、報道関係者のカメラ等の撮影の許可をしておりますので御了承ください。直ちに本日の会議を開きます。この際町長から発言の申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）改めまして皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、招集申し上げましたところ、議員各位には、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。新庁舎移転事業につきましては、広島市東部地区連続立体交差事業の状況を踏まえ、早期に移転する必要があること、また、新庁舎整備によるより良いサービスの提供はもちろんのこと、大規模災害を見据えた庁舎の防災拠点性の強化、併せて、早期移転による財政的な優位性も見込まれることから、事業期間の短縮を検討し、スケジュールを策定したところでございます。そのためには、まず基本設計に引き続き、実施設計に着手する必要があると考えております。本臨時会には、補正予算1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第3にわたる各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、3番、富永議員、4番、大高下議員を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決します。この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。次に、執行部におかれましては、質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れなきよう的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。なお、質疑の内容が不明のときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を得て内容を確認の上、答弁をしてください。以上の点をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第41号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第41号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算第4号。この度の補正予算につきましては、庁舎移転事業に係る経費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第41号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算第4号について御説明いたします。初めに、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、資料1の平成30年度補正予算説明書により、歳出から御説明いたします。資料1の3ページ、4ページをお願いします。総務費の総務管理費の庁舎移転事業につきましては、新庁舎建設工事の実施設計業務や旧広島県海田庁舎の解体設計業務を行うため、9,600万円増額するものでございます。なお、その財源として、地方債を歳入で増額いたします。また、年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を設定いたします。続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。繰入金の財政調整基金繰入金については、財源調整のため、1,100万円増額します。次に、町債の庁舎移転事業債については、この度の補正予算の財源として8,500万円増額します。続きまして、議案を御説明いたします。第41号議案をお願いします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億4,249万8,000円とするものでございます。また、第2表により、繰越明許費の補正、第3表により地方債の補正を行います。以上で、平成30年度海田町一般会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）はい。13番、崎本でございますが、2、3点お願いします。1点目にですね、この前の庁舎建設のあれで、説明は30分かかって聞きましたが、後の質疑応答で十分な審議がなされてないし、十分な私も中身が分かりませんでした。ところがね、中国新聞に出たら、8か月前倒しか何かいうて、今、今の時期、災害復旧で大変、皆さん、町民の皆さんも大変な心を痛めておられるんじゃないかね、新聞で出されて、議員の皆さんも、もう知っとられたか知っておられんか知らんのじゃが、8か月前倒しで早くできましたいうて。これに何かそれでやったメリットがあるかね。それとですね。繰越明許費にまで出してね、今10月ですよ。もう、11月、12月、もう1回か2回、納得いくまでね、庁舎建設委員会を開いてね、やっぱり十分な中身が分かる説明、質疑を通してね、知って、中身が分かるように、町民にもきちっと説明ができるようなね、体制を取ってやられたら、私は、良かったと思いますが、やっぱり、これに関しては、十分な、私は、説明責任がなされるべきと思いますが、それに対して、その点に対してどうですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず1点目、8か月前倒しをすることについてのメリットでございます。庁舎特別委員会でも御説明をいたしましたけれども、早期に災害拠点としての整備も可能となること、また改めて、より良いサービスを提供できること、それと、財源的にも有利な制度を活用しながら、庁舎整備に取り組むことができるというものでございます。2点目の、特別委員会の質疑の時間が十分ではなかったということにつきましては、本日臨時議会で、実施設計の予算について、まずは、議決の方をお願いをしておりますけれども、併せて説明をいたしました用地取得につきましては、また改めて特別委員会の開催をさせていただき、十分な説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今回出された予算の実施設計にまつわる問題で、実施設計、委託料、中身をね、教えてほしい、内容ですね。プロポーザルにして、どこまで、この実施設計の中に入れていくのか。全てのそういう計画の中身なのかどうか、あるいは一部除いて、それをやるのか、あるいは、一般競争入札、指名競争入札、プロポーザルという方法がありますが、これは、どういう方法でやるのか、お尋ねいたします。二

つ目には、地方債の問題で、政府直轄のそういう、財政投融资ですね。これを活用するのが、一番最良の方法だと思うんですが、枠がある訳で、縁故債というのが発生する訳ですね。私はもうこれから先、大きな予算を編成して対応しなければならないのに、政府直轄のそういう投融资、資金運用部等々、活用をできるだけ有効にすべきだというように思うんですが、それはどうなのか。それから、この委託するに当たって、引越しまで含めてするのか、それとも設計だけの問題なのか。そこら辺、ちょっと明確にしてほしい。それから、この前、庁舎特別委員会を行いました、場所の問題については、前回のときで多数決で決まって委員長報告もされて場所は決まっておるんですが、中身についてですね、どうも理解が不十分あるいは納得できない部分があるということから、議会運営委員会の中でもう少し説明を聞こうではないかと、庁舎の移転については、もう2年も3年も先のことなんで、住所を変える場合は重要案件としてあるんですが、当時の委員会の中で、町長の当初の発言の中であって、それ以降については、そう詳しく議員がですね、説明を受けていない。さっき崎本議員が言われたとおりなんです。ですから、12月議会までに、ちょっとここの支障を来すようであれば、10月の末あるいは11月の初旬に対してですね、住所変更のそういう要件を踏まえて、そして正式に手順というんかね。我々から見れば、議会運営上皆さんが納得できるような審議をして、どういうんかね、不満ではあっても、最終的にも採決をして決めていかなければならないのに、発言ができないような、あるいは時間がなくて十分審議ができないような状況は、私は、もってのほかだというように思うんです。ですから、そこら辺は十分考えて、特別委員会の委員長なり、それに関係のする、言うたら、全協も、まあ全協は当たらんかも分からんけれども、そういう説明を十分私はすべきだというふうに思うんですが、その辺はどうなのか。3、4点言いましたけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（桑原）はい、企画課長。

○企画課長（山崎）まず、1点目の実施設計の中身についてでございますが、この度予算計上させていただいております中身につきましては、庁舎を建てる図面の実施設計部分、それから、今建っております合同庁舎に係る解体設計の費用を含んでおります。議員御指摘の引越しの費用につきましては、この度はまだ含んでいないものでございます。あ、失礼しました契約方法につきましては、現在基本設計を行っております事業者様と随意契約をする予定としております。

○議長（桑原）はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）それと２点目、頂きました御質問の政府資金の活用についてでございますけれども、こちらにつきましては、地方債の制度の中で、政府資金を活用するのか、縁故債を活用するのか、制度の中で定められてまいります。中には、どちらかを選択できる場合もございますので、そういったときには政府資金の活用を積極的に活用していきたいと考えております。それと、４点目の審議の審議時間の不十分な件につきましては、先ほど、崎本議員にも答弁させていただいたとおり、また改めて庁舎建設特別委員会の方を開催をお願いをいたしまして、十分議員の皆様にも審議をしていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）もう１点、位置の条例の改正でございますけれども、こちらにつきましても、県に対して譲受願を提出するには、町としての意思表示が必要なものと考えておりますので、こちらを併せて審議の方をお願いしたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）前々回の特別委員会の中で、場所は、もう委員会で決定をし、前回の議会の中でもう報告はして決めとるんですね。それを覆すことはないと思うんですけども、議員が納得までいかないとしても、十分審議を尽くされていない。ここをやっぱりね、大きな問題ですから、町民に説明する場合に、我々も一人当たり、１,８００人から２,０００人を代表して出てきておるんですが、それを、議員が、私はこうであったんだけど、議会の中で、多数決で３分の２で決めたと、けども、そういう審議が十分でないから、いろんな臆測が飛んだりあるいは障害があったり、だから、執行部もやりにくいところがあると思うんですよ。そこを解消してほしいと思うんです、私は、もう、これ以上審議はないんですかというぐらいのところまでね、もちろん我々の方の側も、議会運営上あるいは委員会運営上のいろんな問題がある訳ですけども、執行部の方も、そこを十分ね、踏まえて、対応していかん限りは、山が二つも三つも四つもあるのに、つまづいて、いろいろ、そこで、障害があってスムーズにいかなくなる大きな要因の一つになると思うんですよ。ですから、私は、そこをね、もっと大事にして、審議を十分にさせるような方法について、町長か副町長、場というんかね、そういう設定が、私は必要だと思うんですよ。予算についても、これから必要な経費は、どうしても作ってしなければ、平成１９年の９月でしたかね、第１回の特別委員会を開いて、結成をして今日まで１１年今経ってきて、まだこういう段階なんで、町長としてもこの責任を町民の信頼を勝

ち取るために、なるべく早くということで、繰り上げをしたり、いろんな工夫をされて努力されてきておるのは十分承知しとるんですけども、そういう、議員のどういうん納得ができる、あるいは町としてそういう努力がね、私は必要だと思うんですが、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）はい、ただいま崎本議員また佐中議員の方から御指摘をいただいたことについては、真摯に我々も受け止めて、丁寧な説明をした上です。また議会の皆さんにも十分審議をいただいた上で進めてまいる必要があるというふうに反省しているところでございます。9月の25日の特別委員会においてですね、事業の前倒しのためには、大きく2点の要素が必要だということで御説明をいたしました。1点目が、この、早期に実施設計を完成すること、2点目が実施設計の完成後に速やかに建築工事に着手できるように、建物を解体し、また建設用地を更地にするといったその二つの条件が必要だということで、9月25日に説明をさせていただきました。ただまだ、議員御指摘のとおりですね、その2点目について、十分な御審議がなされていないということで、先般の議会運営委員会でも、そういった御意見が出たということをお聞きいたしましてですね、今回、まず、実施設計をお願いしようということで、今回の議会をお願いしたものでございます。議員御指摘の方、ことについてですね、どういった形で説明をしていくのがいいのかということについては、またいろいろ相談をさせていただきます。なるべく早い時期にですね、再度、先ほど申し上げました2点目について、議員の皆様には十分御理解をいただいた上で、また、十分な議論、審議をしていただいた上で、判断をいただくということで、我々準備に当たっていきたく。早急にそこら辺もやっていきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。まず、崎本議員が先ほど質疑されましたけど、この補正予算案、臨時議会を開いてまでもこの時期にしなくてはならない、何か理由があると思うんですけど、そこをまず説明をしていただきたいのと、もう基本設計できて実施設計に入る訳ですから、もう、住民にですね、直接声を聞く機会が要ると思うんですけど、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）臨時議会開催の時期につきましては、連続立体交差事業の住民説明会も開催をされて、住民説明も動いてまいりました。そういったスケジュールと庁舎整備のスケジュールを併せて検討いたしまして、なるべく早く、実施設計に着手をするということ、それと、連立の事業認可後直ちに用地を取得をして解体に着手するというところで、庁舎移転の事業の期間の前倒しが可能ということで、まずは、本日、臨時議会において実施設計の業務に着手をする予算をお願いをしているものでございます。２点目の住民の皆様への直接の説明ということになるかと思えますけれども、基本設計におきまして、庁舎の全体像が見えてまいりました。その内容につきまして住民の皆様にご説明する手法といたしましては、議員御提案の内容も有効かと思えますので、そういったことも踏まえて、今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）ちょっと、分かるんですけど、臨時議会まで開いてってところの説明がもうちょっと不十分だと思う。例えば、有利な地方債の交付金の決定のために、今回どうしても１０月に開く必要があったよっていう、何かそういった理由があるのか、どうかそこをお聞きしたんですけど、それについてはどうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、実施設計をいかに早く取り組んで、庁舎の建設工事に早く取り組むかということで、平成３２年度までを期限とする公共施設等適正管理推進事業債の活用ができる範囲が変わってまいります。併せて、この度、特別委員会でお示しをしたスケジュールでは、免震の整備について、緊急防災減災事業債の活用がこれまでは見込まれておりませんでした。全体事業費を前倒しをすることで、そちらの起債も活用の見込みができるということで、そういった面から、１日も早く建設工事に着手できるよう、実施設計業務の予算をなるべく早く着手したいということで、１０月の臨時議会の開催をお願いしたものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○６番（兼山）６番、兼山です。先ほどの多田議員、崎本議員、佐中議員の質疑にかぶりますけど、３点ほど質疑いたします。先ほど、企画部長の説明を聞いた中で、旧合庁の解体費用、課長の説明がありましたけど、その費用が９,６００万円含まれてるということがありましたけど、県にその意思表示を示すためにも、という答弁がありましたけど、今現在、町のものではない、町有地ではない、県有地を取得できるかどうか、確約がまず

ないですね。今、現在。ちょっと早いんじゃないかなと、内容的に。で、確約されているのかどうかということ、まず1点。2点目が、今回示されたものは、建物を造るための予算と考えていいんでしょうか。先ほど引越す費用とかいろいろありましたが、設備設計の費用は別途勘定なのかどうかということ。後、建物を建てる時はもう必ずそういう計算を頭の中に入れて考えるんですが、一般補償でしょうが、公共補償でしょうが、移転する場合は、移転費用、補償、どれぐらいで、で、町の負担はどれぐらいで、起債はどれぐらいで、実質の持ち出し分はいくらなのかというところ、ちょっと具体的に説明できるでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、あの1点目と3点目について、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。合同庁舎の解体に関係して、取得の確約ができているのかどうかというところでございます。こちらの方、まずは、町の方で、県に対して、取得の意思を表明とする譲受願を提出をするというところから手続の方が始まってまいります。まずは、こちらの方、取り組んでまいりたいというふうなことを考えているものでございます。それと、すいません、移転補償につきましては、公共補償、一般補償、両方が想定できております。公共補償につきましては、機能移転部分がどの程度になるかによって、補償の金額が変わってまいります。現時点では、機能移転と認められる部分について、算定することができないというところで、現時点において、活用できる制度を想定し、収支見通しを策定したものを、先日の特別委員会でお示しをしたものでございます。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）2点目の、この度の実施設計の内訳の中には、設備の実施設計費用も含んでおるものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）確認ですが、町が県のものを買いたいという、何か提出するという、今から提出するというのに、県の県有地を解体の費用をここで認めてくれということなんでしょかね。確認しますね。もう1回言いましょうか、現時点、提出してないですね、提出してないのに、解体費用はここで認めてくれということなんですかね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）議員のお尋ね、確約という御質問だったと思います。当然ながらですね、事務レベルでは、当然、県の方にはですね、当町の状況というのは、今までお願いをし

てきておりますし、それからまた、町と公共団体ということで、県の方もですね、優先的に考えていただけるというお話は当然いただいているという下地があつての先ほどの御答弁でございますけども、正式な手続ということになりますと、スタートは、海田町からのですね、譲受願の提出ということになりますので、それを出していく必要があるということでございます。そういう意味で、手続的に言えば、そういったステップを踏んでいかなければいけないということですが、県の方にそういったお願いはずっとしてきて、優先的に扱うという言葉が頂いているところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） ごめんの、さっき忘れちゃった、私が、今最初言うたようにね、今言われた説明でね、そういう説明が十分になされてないよの。今初めて私も聞いたんじやが、この庁舎建設実施設計事務の委託をやって、こういうことを海田町で議会で議決していく、こういう予算が付きました。そういうことの議決も踏まえて、今の県に対して譲受申請かなんか知らんが、そういうものの中にこういう書類も必要だから、こういうあれが必要かつちゅうような説明もなかったんじやがね、分からなかったんじやが、いろいろ、県との事務的協議の中で、事務的協議はしておられると思うんじやが、その中でね、私、今日、初めて聞いたんじやが、譲受申請じゃなんじやかんじや、の中に、いろいろな申請書の中にいろいろな書類が必要じゃ思うんよ。の。その中のこういう分の一部で、この実施設計の委託しましたというような、やっぱり書類も必要だったかどうか。そういうことを全然、この議会の、わしは、あれじゃけえ、皆さん偉い人ばかりじゃけえの。そういうことは、皆十分分かつたやんかどうかわらんが、分かってない人もおっちゃったんかもわからんがの、そういう説明が全然分からん訳よの、今言われて初めて、だから、十分な審議をしてくれちゅうことは私はそこで言うんじやが、こういう新しい文言なんて、これが、やっぱり申請書の中に、県との話し合いの中に必要だからこういうことをやられるんでしょう。だからそこらをね、最初から、きちっと説明責任があなた方にはあるんじやから、ね。議員は議決権しかないんじやからの。いろいろな質疑応答して、これええ思うたり。私ら議決権しかないんよ。の。だから十分な説明をしてくれちゅうことを、今ずっと、議会ではそれしかできんのよの。あなた方には、逃げ道はいっぱいある訳よ。この前も 30 分かなんぽか説明されたんじやが。それに対して質疑応答はなっちょらんのに、一応ここで可決されたら説明責任は、説明はやりました。説明はできておるんよ。ほいじやが、議員がみんな納得するまでの質疑応答がなされて

ない訳よの。時間が切れたから。その続きをやってこういう議案でも出されたら、私は議員も納得してスムーズにいく思うて、わしは、さっきからやかましく言うんじやがの。そういうことがなされていない訳よの。ね。わし、その点を言いよる。もう一つはね、それは新聞報道は自由よ。自由じやが、議会には十分説明ができてないのを、何で8か月前倒して庁舎やりますよいうて、なんで新聞報道に出さすんよ。以前からね、こういうことは議会でね、いろいろ問題になっちよる訳よの。議会も知らんことを、勝手に新聞が先にやって、どうやったっちゅうことを、わしらも議員で、議員もあれなんじやが、そういうことが2、3回あって、執行部からは、十分反省して十分あれやりますちゅう答弁が、2、3回ある訳よの。だから私ら、住民から苦情が出る訳よ。今の時点で、災害復旧でみんな心を痛めておるのに、なぜ今の時期にこういうことをせないけんのかいうていうことがあるんよの。そういうことを踏まえての、議会できちっと議論やって、ほいから報道に出したらええ。十分議会の、ね、理解を得るように説明責任がいる思うんじやが、同じようなあれじやが、やっぱり、今、出たからの、譲受、なんかの、こういう言葉は一つも聞いたことなかったんじやが、今あんたらの答弁で出たから、わしが言うというぐらいのことよ。それに対してどうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）譲受願についての御質問を頂きました、少し話が複雑になりますので、もう一度丁寧に御説明を申し上げますけれども、実施設計をしていない、実施設計の予算が確保できてないと譲受願が出せないということではございません。譲受願につきましては、土地を取得する意思の表明でございますので、先般の特別委員会で御説明をいたしました土地取得の債務負担行為の議決、それから庁舎の位置に関する条例、こら辺を条件をちゃんと整えましてですね、町として取得意思があるということを整備いたしまして、その上で、正式なこれ県に対する譲渡の申し入れということになりますので、その上で譲受願を提出させていただきたいとこういうことで、先般の特別委員会でも御説明したものでございまして、実施設計の方が直接、その有無が、譲受願の提出の添付書類になるとかそういうような関係ではございませんので、その点については御理解をいただきたいというふうに思います。すいません、先ほど私、特別委員会を25日と言ったように思います。28日、ということで、この場をお借りして訂正をさせていただきますが、それともう1点、新聞報道の関係でございます。私どもといたしましては、特別委員会で議員の皆様方に御説明をした内容、その範囲内で取材を受けたものですから、

新聞報道機関の方にも、説明した内容の範囲での説明を申し上げたつもりでおりますが、いずれにいたしましても、議員の皆様方が、十分内容をですね、議論が尽くしてないとか、あるいは我々の説明が十分ではないというふうにお感じになっているということについては、これは率直に我々も反省しなければいけないというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました、また、説明の場を設けさせていただきまして、丁寧な御説明又は十分な御審議をいただきたいと思っておりますので、何とぞ御理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）2点ほどお尋ねします。まずこちらの実施設計予算の中に、合同庁舎の現在の建物の解体の設計予算も組まれてるという説明がなされましたが、合同庁舎が確かあそこは空っぽになったのは、ちょうど6年ぐらい前じゃないかと思うんですよね。その後、候補地となって、話が進んでいっとる訳ですが、当初は、更地渡しという説明が執行部からなされておりました。要は、もう古い建物だし耐震性もへったくれもないんで、そんなものを売る訳にはいかんということで、更地渡しで町は買い取るという説明がなされておりましたが、いつの間にか、建物付きで買い取るという話になってるんですよね。最も、当時と今では、町長、副町長とも違いますけども、その辺の説明がまだ不十分じゃないかと思うんですよ。過去に委員会で説明がなされたかもしれませんが、どうも、今一つ理解できない。何で当初は更地渡しだったものが、今、建物付きになったのか。もっとも掛かる費用はトータルで差引きになるから、プラマイゼロとなると思うんですけども、やはり、あんな古い建物付きで買取らにゃならんというのが納得いかんのです。その辺の説明をまずお伺いします。あと、もう1点、先ほど来、譲受願いう話が出ておりますし、今副町長が答弁されましたように、実施設計予算が通らなくても別に譲受願を出されるということと思うんですが、だったら、なぜもっと前に出さなかったのか。基本構想もう予算通しました、できました、基本設計もできました。今度、実施設計、逆に私は、なぜもっと早く譲受願を出しておかなかったのか。逆に言うたら、その土地を买买しますよという意思表示を県にしていなくてもかかわらず、これまで、ずっとあそこに庁舎を建てる前提で、あれこれ予算を通してきた訳ですよ。ですから、今、だらだら話しよるのを簡単にまとめると、なぜもっと前に譲受願を出しておかなかったのか、議会も既に、とうの昔に、3分の2の賛成で、あそこに庁舎を持ってくる決議を通してます。町長もあそこに庁舎を持ってくるという公約で町長になりました。そ

れが何で今頃になって譲受願を県に出すのか、以上２点お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず１点目の、更地渡しの件についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、過去には、更地渡しという答弁の方をさせていただいております。ただ、県の方において、その後、県有地の売却について、方針の変更をされて、建物が存在する土地について、売却する場合には、まずは建物付きで売却に取り組むというふうの方針を転換をされましたので、現時点で取得をするに当たりましては、建物付きで購入をするというものでございます。それと、２点目、位置の決定について、もっと早くという、失礼しました、譲受願の提出をもっと早くというところでございますけれども、譲受願の提出につきましては、やはり町として、新庁舎を建設するという意思表示となりますので、議会の議決も含めて、町の意味として譲受願を提出すべきものと考えております。この度の庁舎移転につきましては、連続立体交差事業等の関係の業務も関連して行われておりますので、それらの進捗の方も併せて考えまして、今回の時期が適切であるというふうに判断をしたものでございます。

○議長（桑原）理由になってますか。なぜもっと早く出さなかったのかということの理由が、明確でない。誰か答弁できますか。副町長。

○副町長（胡家）譲受願を提出することによって、県の方が、正式な鑑定評価の手続に入るということでございます。それによって、譲渡価格が決まってくるということでございますけれども、そういった、そうした県の方にも事務作業をお願いするということが前提の手続ということになってまいりますけれども、それに当たりましては、当然に、まず、全体の事業の進捗をどういうふうに、スケジュールをどう組み立てていくかということで、先ほど申しましたように、東部連立の進捗度合いでありますとか、あるいは、冒頭説明しましたけれども、財源、手当、この一般補償、公共補償の問題等々ございますけれども、そこら辺を含めて検討した上です、どの時点で事業に着手するか、今回の場合は、事業認可、特に事業認可取得後速やかに土地を取得するという、スケジュールが最善であろうということで、そういう御説明を申し上げた訳ですけれども、そういった見極め等々ございまして、そこら辺は総合的に勘案して、今回、前倒しをしていく、スケジュールのタイミングとしてもこのタイミングで出していかなければいけないだろうということで判断したものでございます。また、当然に、議会の方にですね、債務負担行為の御議決をいただいて、取得するということについてですね、御賛同いただ

くというようなことも必要であろうということで、今回お願いをしているということでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）私は、もっと前に譲受願を出せたんじゃないかと、譲受願を出して初めて、県がああ建物を何ぼで売なのか査定をするんでしょう。要は、これから買いますという土地の値段が分からんままに、今度、実施設計に入るんですよ。だから揉ましたんですよ。3分の2、本来なら執行部としては、今日、特別議決したかったんでしょうけども、議運で問題になったのは、金の流れがよう分からん。そもそも、今後、どんだけ金が掛るのかも分からんというのが引っ掛かったんです。ですから、もっと前に譲受願を出したら、あの土地、何ぼで買えるか、分かってたんじゃないんですか。というのは、もっと安く、ひょっとしたら安く買えとったかもしれないですよ。今、土地の値段が上がってますから、海田町。そういう考えもできるんですよ。要は、町としての方針云々かんぬんという答弁を何度も繰り返されておりますが、基本構想、予算が通った段階で、もうあそこに建てますというようなもんじゃないですか、海田町は。その段階で、本来なら、譲受願、出してもよかったんじゃないかという思いがあるんですよ。それで期間短縮は数年かもしれませんが、その間に、要は、あそこは何ぼで買い取れるか、金の算段もできたでしょうし、あるいは、今、地価が上昇傾向なんだけど、もうちょっと安く買えとったかもしれん。そういう考え方もできるんですよ。それを否定してでも、なぜ、今日まで、後ろにずらしたのか、遅れたのか。いいですか、私の質疑の趣旨は、何で、もっと早く譲受願を出しておかんかったんや。なんですよ。その辺の説明をお願いします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）早く手続をしてもですね、用地の取得自体は東部連立事業の事業認可後を想定しております。仮に、早く譲受願を出して、早く鑑定評価を行っていただいてもですね、実際に取得する時期が遅くなれば、また、要はその経年ですね、経年の影響等の算定がまた必要になってくるということがございますので、当然その取得時期については、公共補償の可能性も視野に入れてですね、事業認可後に取得するという、そういう選択肢が当然あった訳で、そういったことも考え合わせてですね、この時期にお願いをしようというふうな判断に至ったということでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）まず、第1点目ですけれどもですね、今の特別議決とですね、譲受願の申請との関係ですけれども、先ほど企画部長はですね、譲受願を出すに当たってですね、特別議決をして出したいと。こういう答弁されたと思うんですね。それと、兼山議員の質問でですね、今、県はですね、あの土地を海田町に譲るという確約をしてるのかということに対してまだ確約はしてないと、こういう言われた、答弁されたと思うんですね。どっちがですね、先か。特別議決が先か。土地、私はですね、特別議決を得るためにはですね、きちっと、土地がですね、現在、県のものでありますから、海田町のものになるという確約、文書的なですね確約がないとですね、この3分の2の特別議決は出すのが適当じゃないと思うんですよ。地方自治法第4条でですね。今、庁舎移転、事務所移転について、手続、3分の2特別議決ということですね、それについては、例えば、その特別議決の時期は建設の着工前でも完成後でもいいけれども、財源の見通しが付かない段階では駄目だと言ってる訳です。資金的な、きちっとですね、裏付けがないと出せないと言ってる訳ですから、土地についても同じだと思うんですよ、きちっとですね、土地が海田町のものになるという確約、ちゃんとしたエビデンスがないとですね、出せないと思うんですよ、特別議決は。土地が、まだ現在、他人のものでありますね、間違いなく海田町になるという文書、例えば譲受願を出したときに、譲受同意書か何か、県が出すのか、譲渡契約をするのか知りませんが、そういった文章があって初めて、間違いなく海田町の土地になるということがはっきりと裏付けられる訳ですから、それがあってですね、その後に、特別議決を出すべきだと思うんですね、まずこの点についてはどうお考えか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）特別議決の時期でございますけれども、今後、県に譲受願を提出するに当たりましては、町として、県海田庁舎跡地に新しい庁舎を建てる、その用地として、譲受けをお願いをするものでございます。ですので、これは町としての庁舎を、県海田庁舎跡地に建てるという、町意思表示となりますので、これは、議会の議決も頂いて、正式な、町意思として提出をすべきものというふうに考えているものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）どっちが先かという、鶏か卵の議論になるかもしれませんが、特別議決というものを軽んじていませんか。ちゃんとですね、建設が担保される前にですね、その特別議決の条件、私は、まだ整ってないと思いますよ。土地について、きち

っとね、文書的な裏付けがなくてですね、事務レベルでそういう話をしていますとか言っているけど、そういうもんで議会に出してくるんです、本当に。3分の2議決、特別議決を。そこはね、庁舎位置のこれは庁舎位置の変更の議決ですよ、3分の2、それを出してくるいうて、今、企画部長は言ってる訳ですよ。地方自治法第4条の特別議決、を、今、譲受願の前に議会に諮りますということを言われてるんですね。確認しますけど。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）特別議決の時期につきましては、地方自治法には、明確な期日の指定はございません。それぞれの自治体の実情に応じて決定をすべきもの、ただ、財源の見通しが立たない段階であるとかではなく、見通しが立って、建築着工の前に、議決をするのが望ましいというのが見解でございます。この度の海田町の庁舎整備につきましては、県の方に用地の譲受けをお願いをしまして、それから進めるものでございます。そうした中で、併せて、議員の皆様からも要望も頂いておりますし、新しい庁舎の整備ができるだけ早く行われた方が、町民の皆様にもメリットになるというふうに考えておりますので、そういったことを含めて、新庁舎整備に取り組んでいくには、この時点で、庁舎の位置を議決を頂きまして町の意思をもって県の方に譲受願を提出したいというふうに考えているものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、県、県って言ってますけど、県がですね、今の事前協議の中でですね、特別議決をして譲受願を出してくれと、そういう言ってるんです。言っていないでしょ。言ってるんです、県が。事前打ち合わせの中で。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県の方から特別議決を前提に譲り渡すとか、そういったことは言われてはおりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番宗像です。何点かお聞きします。まず1点目、今回こうやって予算出されたってことは、財源的に、補償がない状態でも、これは財源が確実に確保できたというふうに判断してもいいんかどうか。今までは、公共補償とか一般補償とか言われながら、その補償も財源にするという説明をされてきました。そうした中で、まだこれが、分からない分からないというふうに来られてます。その中で、これだけのものを出してきて、これだけの前に進めるということは、財源が、その補償がない状態でも財源が確

保できたと理解していいのかどうか。次に、2点目で、先ほどから住吉議員からもちよっと質問があったと思うんですが、解体の問題です。まず、建物付き、解体すると分かってる建物について、それを買うことに瑕疵がある、その瑕疵について、町の、財産取得の問題上、問題があるのかどうか、問題があるんじゃないですか。それに絡んで、県が方針を変えたなら、方針を変えたのはいつで、どういう状態で、それから、それに対して何らかの通達があった訳ですよ。その通達について、きちんとした説明をお願いをしたい。次に、解体を、もし県がしていただければ、8か月どころじゃなくて、実施設計中に県が解体してくれれば、その期間が、解体期間が約1年近く掛かるという説明を受けてます。1年が短縮できるのではないかな。そういう交渉はしてないんです。本来でしたら、執行部の方が一日でも早く建てたいという説明をするのであれば、当然、県が解体してくれればそれだけ時間が短縮できる訳です。そういう交渉もすべきではないのか、そうと思いますが、以上、説明を求めます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず1点目の財源の件でございます。先日の特別委員会でお示しをした収支見通しにつきましては、現時点で想定できる財源措置により、新庁舎を整備したときに、どのような収支になるかというものをお示しをしたものでございます。ということで、御指摘のように、補償金については、加味、考慮しておりません。ですので、同じ1億円を財源を確保したとしても、それに対する交付税措置というのは、その一部ということになりますけれども、それが補償金に変われば、その全てが町以外のところからの財源を得た状態での庁舎が整備ができるということでございます。続きまして2点目の、県の方針変更の時期でございますけれども、県の方においては、平成28年の6月に、国、他県、民間では建物付きで売却するのが一般的であるということで、建物付きの土地の評価については、一体の鑑定評価によることを原則としたというふうに伺っております。これは県の内規でございますので、特に通知があったというふうなことは伺っておりません。それと、県において建物を解体することについては、譲渡の方法について先ほどのような方針の転換もございましたので、県の方において解体するというのは難しいというふうな回答を頂いております。それが3点目でございます。以上でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）再度聞きますが、間違いなく今の段階で、公共補償なり一般補償、県から

の補償金ない状態で間違いなく建てれる財源を確保できたというふうに理解してもいいんかどうか、最後、それから先ほど言われたことの中に、民間業者に対しての売却についてはという言葉だと思うんですが、その辺も明確に、公共に売却するのに、瑕疵のあるものをそのまま県が、そのまま売却してもいいんかどうか。で、もう1点質問に答えられてないのが、町の財産の取得に関して、瑕疵のあるものを受け取ることが、現段階で可能な条例なってるかどうか。その辺は、精査されてるんですか。その辺をきちんと精査されてるんなら精査されてる、ここに根拠がありますよというものを明確に明示していただきたい。それから、もう1点、付け加えの質問になりますけれども、もし、県から取得する際、建物代金の解体費用は、明確に土地の更地状態で多分鑑定評価するはずです。それに対して、当然として、通常であれば、建物の解体費用を引いたそれから引いた金額になるのが通常のはずです。そうじゃなくて、建物も鑑定評価して売却するのか。その辺も明確に確認されてるかどうか。以上。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず1点目の財源につきましては、補償金がない、現時点で想定される財政制度で収支見通しを作成し、十分にその後の今年度負担も含めて、財源の確保の見通しができたというものでございます。2点目の、瑕疵のあるものの取得についての根拠規定でございます。すいません、こちらの方は、現在、根拠条例を、すいません把握できておりません。ただ3点目の答弁と併せての御回答になろうかと思っておりますけれども、県の方からは、建物付きで現在の売却予定地の評価を鑑定をする、もし仮に建物に価値がないということになれば、更地にとっては、不要なもの、活用に当たっては除去が必要ということで、建物の売却、建物の価値の額から解体費用を差し引いたもので売却額が提示されるというふうに伺っておりますので、そこらも含めて、町の方で更地として活用するというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）今の、1点目については、財源の問題については理解できました。要するに、補償があれば、だんだんだんだん町の負担が減ってくるよというのは理解できました。ただ、瑕疵のあるものを、うちが受け取られるかどうか、買えるかどうかを調べずに、動いていいんですか。それは、うちの条例上、明確にしとくべきじゃないんです。もしそれができないのであれば、当然、我々にも説明をきちんとして、こういうことなんで、これはこういうふうになりますという説明がない状態で動いていいんですか。

解体費用を予算に上げるということは、そういうことでしょう。明確に我々の方にそういう根拠がないのに、相手の根拠ばかり言って、それ、執行部として問題はありませんか。それこそ今の段階で、ここで明確に持ってませんって答えること、答弁が自体が予算を出すことに問題が出てくるような気がするんです。解体費用もね、解体の設計費用をここへ予算を上げてくること自体に問題が出てくる気がするんですが、それについて、明確に回答をまず出すべきじゃないかと。それから、価値がない、これ県側の問題ですが、価値がないから、じゃあ、土地は高いまま買う、ゼロだと判断されて、じゃ、建物付きでこの土地更地で売りますよって言われたらどうするんですか、解体費用は我々丸かぶりですか。解体費用を引いてくれればいいですよ。引かずに価値があると判断されて、例えばゼロでもええ、1円でもええ、あった場合には、我々は、更地で買った上に、解体費を、これ設計上げとる金額、丸々かぶる訳ですか。その辺はきちんと精査しとるんですか。してから出すべき予算じゃないんですか。きちんとその辺を精査せん、我々の条例も精査されてない、県の言うとおりでしょっていうのはおかしいと違いますかね。その辺、きちんとした説明がなされてないのに予算を出すっていうのはどうなんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）財産取得に関する根拠法令等について、まず、条例で関しますと、議会の議決に付すべき財産の取得に関する条例というところで言いますと、その土地については、面積要件のみでございます。財務規則上、財産の取得の制限というところで申しますと、私権の設定、その他により制限の附されている物件については、取得を、直ちに当該制限を排除できる見込みがある場合可能というところで、一般論としては、ございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）あと2点目の、県が建物について、の価値をですね、どのように考えるかというところでございますけれども、こちらにつきましては、町の方から譲受願を提出をいたしますと、県の方で、県海田庁舎の跡地土地建物についての鑑定に着手をしていただけるというところでございますので、それをもって対応していくというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。はい、兼山議員。反対討論から。

○6番（兼山）6番議員、兼山です。第41号議案に反対の立場から討論いたします。時期尚早だという理由。町の実質持ち出し分、財政負担が不明瞭な点、住民に対する説明不足ということで、3月の定例会での新庁舎の建設予定地に関する決議案に反対の立場でも討論いたしましたが、その後も、住民説明会は開催することなく、広く町内全域で、町民の皆様と直接膝を交えた生の意見を聴く場を設けず、現在に至っております。私は、ことあるごとに、住民説明会は必要であると言っていました。重要案件こそ、広く町民の皆様に説明し周知告知する必要があります。庁舎建設という町のビッグプロジェクトならば尚更であります。住民皆様の意見を聴きながらと言い、一体どこで意見聴取しているのか。町の姿勢はいかかなものか、と、甚だ疑問が高まるばかりであります。パブリックコメント17件で民意、そういったことより、例えば、住民説明会総数で、400名の参加しました、貴重な意見を頂きました、意見聴取したものを十分に生かし皆様に喜んでいただける庁舎を建設したいが、なぜ今日までできなかったのでしょうか。住民からは、説明から逃げているという声が絶えなくなりました。単に、町のホームページアクセスカウント数ではなく、海田町民が海田町のホームページを1日何人が何パーセントの割合で御覧になっているのか調査したことがあるのでしょうか。広報を何人が御覧になっているのですか、一度でも調査したことがあるのでしょうか。その結果を調査されての民意でしょうか。広報やホームページの発信は、町の一方方向に過ぎません。今後、住民説明会が実施されようとも、決まったものに今更何を説明しているのか。被災から3か月経過しようとしている時期に、災害説明会開催と同じく、報告に終始する説明会になるだろうという、冷ややかな住民の声、こちらも高まるばかりであります。町の一大事業を町から発信したことだけで、住民にはお伝えした体、これを示されている節が拭えない以上、町民の皆様の意向が不明確である点。3月の定例会での新庁舎の建設予定地に関する決議案に反対の立場で討論しましたことと、今回も同じく、移転補償ですね、公共補償、用地購入費、解体費どの内訳を含め、町の実質持ち出し分、財政負担が不明瞭な点、現時点で譲受申請書未提出であります。県有地という現況の土地、いわば他人の土地を前提に庁舎の実施設計をしようとしている点、先ほども質疑しましたが、県有地を取得できるかどうか確約のない現在、拙速過ぎる内容となっております。したがって、今回も、現時点では時期尚早という理由で、以上の点から、第41号議案

に反対いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論があれば許します。前田議員。

○14番（前田）第41号議案に対して賛成の立場から討論いたします。今も雑談ではありますが、私は、皆さんの声を求めるという特別委員会の委員長の立場からも、賛成の意思を表示します。まずその一つは、基本構想あるいは基本設計の段階で、全会で一致しております。今更、反対とかいろいろ言われる、議員の資質を疑う。いたずらに議会を混乱さすものではないかと、こういうふうに思います。更には、また位置の決定とか、町民への説明不足であるというような声もありますが、これは、あくまでも町長選において、既に2年前に決しておる、こういうふうなことでもあろうかと思えます。先ほど来いろいろ質疑が出ておりますが、皆さんの言われる位置の決定、一般財産にするのか行政財産にするのか、これも決まらないものをむやみに買う必要もない訳であります。まずそこで、条例の決定といいますか、これがないから前に進まない、このように考えます。難しい話にもなりましたが、この41号にね、早く賛同していただいて、位置を決定して防災の拠点である庁舎の新築を急ぐべきであると考え、皆さんの賛同を求めて、賛成の討論を終わります。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。はい、崎本議員。

○13番（崎本）反対討論。

○議長（桑原）はい、反対討論。

○13番（崎本）補正予算について、私は、さっきの賛成討論に対して、私は、位置や何じゃかんじゃ、今日議論した訳じゃなしに、この庁舎の概要の補正予算の説明不足の分で、今審議した訳であってね、位置から何からどうのこうのせいという訳じゃなしに、とにかく説明不足じゃからちゅうことであって、今、委員長が言われるように、何でもかんでも前進まにゃいけんということじゃなしに、私は、もっと議論すべきは議論して、しっかり議会と住民の皆さんの理解を得て前へ進めばええいう、そういう立場で、私は議員をやっておりますので、何でもかんでもじゃなしに、もうちょっと議論すべきところは議論すべきという立場で、私は、反対いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第41号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さ

んの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第 41 号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時議会に付議された案件の質疑は全て終了しました。この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様には、慎重かつ熱心に御審議いただき、ありがとうございます。本臨時会に提出させていただいた議案につきましては、原案のとおり議決いただきまして厚くお礼申し上げます。審議の過程におきまして、皆様から賜りました御意見や御要望は、できる限り尊重するとともに、庁舎移転の早期実現に向けて、この次に必要となる取り組みに向けて着実に全力で進めてまいります。今後とも、御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、平成 30 年第 4 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。一同起立。礼。

午前 10 時 22 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員